

国立大学法人京都工芸繊維大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤・非常勤役員の業績及び職務実績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成18年3月に基本給月額を0.3%引き下げた。

理事

平成18年3月に基本給月額を0.3%引き下げた。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

平成18年3月に基本給月額を0.3%引き下げた。

監事(非常勤)

月額82,000円を職務状況に応じて、月額82,000円から328,000円までの範囲内で学長が定める額と改めた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,668	千円 12,824	千円 5,538	千円 1,282 24 (調整手当) (通勤手当)		
理事 (4人)	千円 64,287	千円 41,052	千円 17,729	千円 4,105 492 909 (調整手当) (単身赴任手当) (通勤手当)		3月31日2名
理事 (非常勤) (1人)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0 ()		
監事 ($\frac{6}{12}$ 人)	千円 7,281	千円 4,698	千円 1,967	千円 470 146 (調整手当) (通勤手当)		9月30日1名
監事 (非常勤) ($1\frac{6}{12}$ 人)	千円 2,460	千円 2,460	千円 0	千円 0 ()	10月1日1名	3月31日2名

「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

年度途中で就任(又は退任)した監事については、1月を $\frac{1}{12}$ 人と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事	1,762	1	6	9月30日	1.0 注:当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績を評価した係数	当法人の役員退職手当規則に基づき、役員としての在職期間における業績を1.0と評価し、特に増・減額なしで支給額が決定された。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の財源を考慮しつつ、予算の範囲内で、給与規則に則り、人件費の適正な管理・運用に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度及び水準に準拠し、かつ本学の財務状況等を勘案し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教職員の勤務成績に応じて、基本給の昇給・昇格・降格及び賞与に対して支給割合を増減させることにより、勤務評価を反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	現在の号給の適用を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務した者には、1号給上位の号給に昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:勤務成績が優秀で、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき上位の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、その者が従事する職務に応じた下位の級に決定することができる。
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号給上位の号給に昇給させることができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

平成18年3月に基本給月額を0.3%引き下げた。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	388人	47.2歳	8,750千円	6,306千円	153千円	2,444千円
事務・技術	117人	43.7歳	6,347千円	4,647千円	148千円	1,700千円
教育職種 (大学教員)	269人	48.8歳	9,808千円	7,037千円	155千円	2,771千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	2人					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

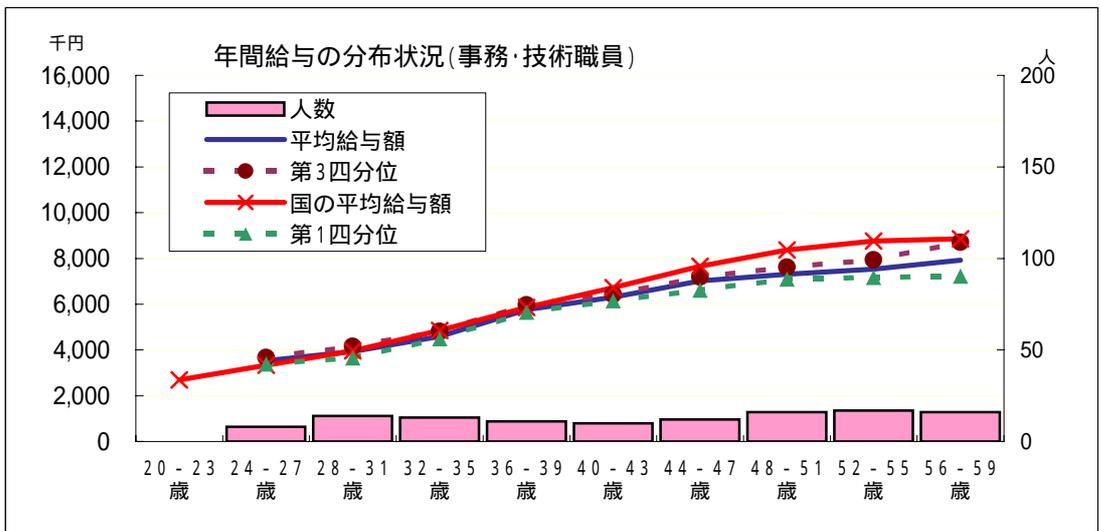
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 4	歳 36.3	千円 3,981	千円 3,782	千円 80	千円 199
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 38.5	千円 4,171	千円 4,171	千円 42	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のその他医療職種(看護師)及び非常勤職員の事務・技術については、該当者が2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

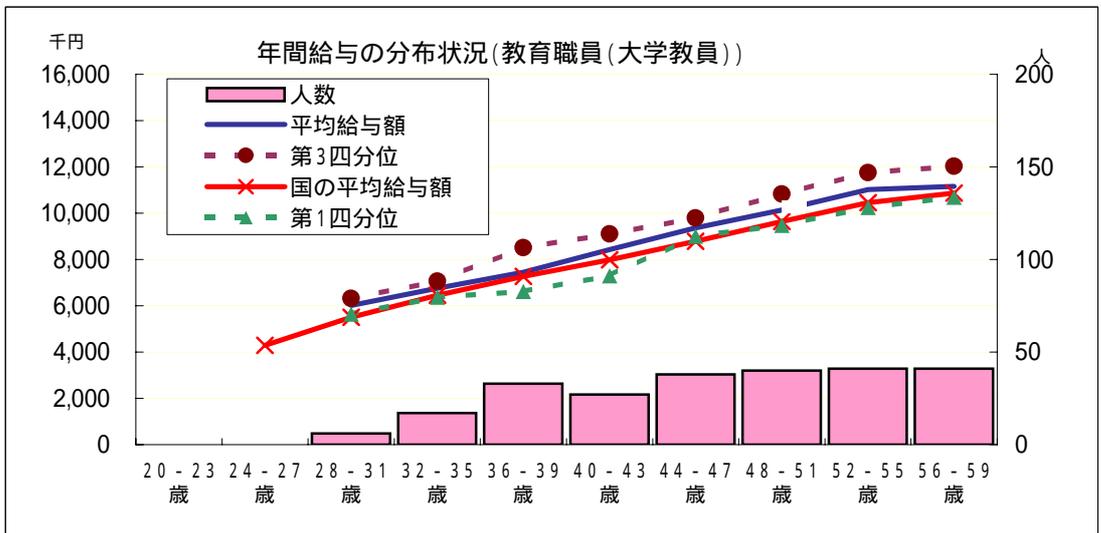
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。))



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円		千円	千円	
課長	7	55.9	8,857	8,946	8,946	8,971	8,971
係員	26	29.3	3,521	3,845	3,845	4,150	4,150



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円		千円	千円	
教授	112	55.4	10,879	11,474	11,474	12,021	12,021
助教授	98	46.2	8,744	9,155	9,155	9,795	9,795

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長	部長	課長
人員 (割合)	117人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	1人 (0.9%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長	主査	係長 主任	係員	係員
人員 (割合)	7人	22人 (6.0%)	53人 (18.8%)	23人 (45.3%)	11人 (19.7%)	7人 (9.4%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	千円

注) 6級における該当者が1名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高)~(最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)	269人	112人 (41.6%)	98人 (36.4%)	5人 (1.9%)	52人 (19.3%)	2人 (0.7%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	千円

注) 1級における該当者が2名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高)~(最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 67.0	% 69.9	% 68.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.0	% 30.1	% 31.5
	最高～最低	% 35.7～31.9	% 32.2～29.1	% 32.7～30.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 69.3	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 30.7	% 32.1
	最高～最低	% 36.4～31.2	% 33.3～28.6	% 34.8～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 68.3	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.8	% 31.7	% 33.2
	最高～最低	% 46.3～32.1	% 38.7～29.3	% 42.5～30.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.7	% 69.7	% 68.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.3	% 30.3	% 31.7
	最高～最低	% 36.4～31.0	% 33.3～28.3	% 34.8～29.5

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))	91.4
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	105.5

対国家公務員(旧教育職(一))	104.7
対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等))	103.4

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特に無し

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,061,938	4,143,140	81,202 (2.0)	81,202 (2.0)
退職手当支給額 (B)	566,321	538,772	27,549 (5.1)	27,549 (5.1)
非常勤役職員等給与 (C)	424,133	440,147	16,014 (3.6)	16,014 (3.6)
福利厚生費 (D)	520,512	508,400	12,112 (2.4)	12,112 (2.4)
最広義人件費 (A + B + C + D)	5,572,904	5,630,459	57,555 (1.0)	57,555 (1.0)

注) 「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

前年度比人件費増減の要因について

給与、報酬等支給総額: 職員の年令構成の変化、退職教員の後任者採用までの空白期間分によるもの等

退職手当支給額: 定年退職者の増加

非常勤役職員等給与: 非常勤職員の雇用減

福利厚生費: 雇用保険の前年度精算額の支払い(平成16年度は無し)及びアスベスト臨時健康診断の実施等

最広義人件費: 上記の各要因の総計による

その他

本学の中期目標において、人件費の削減として、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費の削減の取組を行うこととし、中期計画において、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

平成17年度給与、報酬等支給総額・・・4,061,938(千円)

平成17年度人件費予算相当額・・・4,481,200(千円)

法人が必要と認める事項

特に無し